

## 第 12 章 国際的生産・流通ネットワークと TPP

安藤 光代

### はじめに

世界各地において、国際分業体制は、産業・業種単位で国境を越えて生産と消費を分離する第 1 のアンバンドリングから、国境を越えて生産工程・タスクを分離する第 2 のアンバンドリングへと変容を遂げてきた。国際的な生産・流通ネットワークは、一般に、地域内（リージョナル）で形成される。とりわけ部品貿易の場合、調達のタイミング、生産ブロック間の調整、分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストの削減、ICT やロジスティクス面での接合性などが重要となるためである。国際分業が域外へと広がれば、当然、生産工程の地理的な乖離に伴って発生する輸送費や通信費などの物理的な費用が増加するのみならず、時間費用、生産工程間のコーディネート、望ましいタイミングでの部品調達などもより一層難しくなる。質の高いロジスティクスリンクがなければ、そのような国際分業の展開は実現しない。

しかし、近年、地理的な枠を大きく超えた部品・中間財の取引も活発になりつつある。なかでも、東アジアからの部品・中間財の供給は、北米やヨーロッパでの生産において重要な役割を果たしている。両地域は、東アジアの生産ネットワークにとって重要な最終消費地であるという消費面でのつながりを維持しつつ、生産面での結びつきを強化しているのである。

国際通商政策は、このような国際分業を大きく左右する要因の一つである。二国間での自由貿易協定（FTA）やメガ FTA などの国際通商政策もまた、関税撤廃を中心としたものから、サービス・投資などを含むより深い自由化を目指すとともに、知財保護・競争・基準認証などの国際ルールの構築を図るものとなってきている。生産ネットワークが多くの国にまたがって広範囲に展開されているほど、単なる関税削減／撤廃を超えた深い自由化やビジネス環境の改善が、そのさらなる活性化のためには必要不可欠である。

メガ FTA の一つとして、21 世紀型ルールとして大きな効果が期待される TPP 協定は、2015 年 10 月に大筋合意、2016 年 2 月に署名されたものの、トランプ新米大統領によるアメリカの TPP 離脱表明を受けて、その発効の可能性やタイミングはいまや先行き不透明である。しかし、TPP 協定が発効するか否か、またその参加国がどうなるかにかかわらず、署名された TPP 協定には、国際分業の活性化という観点から重要な点が多く盛り込まれており、今後の FTA/RTA の設計においても参考にすべきものが多いのも事実である。そこで、

本章では、TPPでの関税削減による生産ネットワークへの影響（可能性）の例や国際分業という観点から注目すべきTPP協定の概要をまとめつつ、最後に、TPP発効がより困難になった現状を踏まえ、どのような戦略が考えられるかを議論する。

本章の構成は以下の通りである。まず第1節で、アジア太平洋地域における生産・流通ネットワークとして、機械産業における東アジアの生産ネットワークに着目し、東アジア域内での国際分業体制の深化や域外の生産ネットワークである北米のそれとのつながりを見ていく。第2節では、12の参加国によるTPPが発効して関税が削減されたとしたら、生産ネットワークにどのような影響がありうるのか、輸送機器産業と繊維・縫製産業を例にとり、議論する。続く第3節では、生産ネットワークのさらなる活用という視点から、注目すべきTPP協定の概要を議論し、第4節で本章を締めくくる。

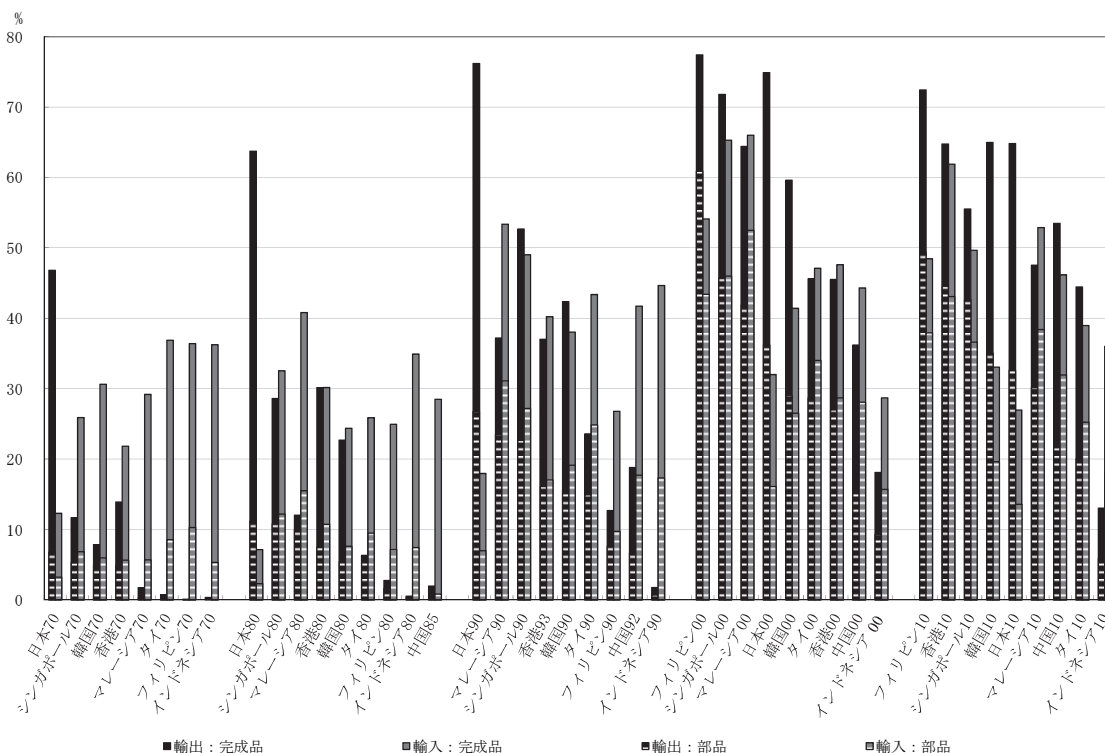
## 1. アジア太平洋地域の生産ネットワークの深化・拡張

アジア太平洋地域において張り巡らされている生産・流通ネットワークの主役の一つは機械産業である。本節は、機械産業に着目し、東アジアにおいて展開されている国際分業の近年の変化や東アジアと北米との生産面での結びつきの特徴を議論する。なお、繊維・縫製産業については、第2節で触れることとする。

### (1) 東アジア域内での深化

東アジア諸国では、1980年代から90年代にかけて、一方向でかつ完成品の貿易を中心とする第1のアンバンドリングの世界から、双方向の部品貿易を特徴とする第2のアンバンドリングの世界へと、順次移行していった。図1は、東アジア各国の対世界輸出入に占める機械類・機械部品の割合を、1970年以降10年ごとに示したものである。1970年の段階では、機械輸出が多いのは日本のみであり、しかもそのほとんどが完成品輸出である。1980年になると、シンガポール、香港、韓国の機械輸出が伸びはじめ、2010年までには、日本、韓国、中国、香港、シンガポール、マレーシア、タイが、機械部品を輸入も輸出もするという典型的な生産ネットワークのパターンを示すようになっていく。

図 1 東アジア各国の対世界機械貿易：総貿易に占める割合



出所：木村・安藤（2016）。

注：1970年と1980年についてSITC分類、1990年と2010年についてはHS分類(1990年のフィリピンのみSITC分類)に基づく。

1980年の中国は1985年、1990年の中国と香港はそれぞれ1992年と1993年のデータを用いている。

このように生産ネットワークが拡張していく中、世界金融危機の影響は東アジアでも大きく、東アジアの機械輸出は、月次レベルでは一時的に大きく落ち込んだ。しかし、興味深いことに、東アジア向け輸出をテコに、急速な回復を遂げている。2007年以降の大きなショックを経験した4年の間にも、東アジアの対世界機械輸出は、部品・中間財、完成品のいずれも名目米ドルベースで3割ほど増加している（表1）。しかも、完成品の域内向け輸出は、4年間で5割増加し、域内比率も30%から36%に上昇している。東アジアの生産ネットワークを通じて生産された財の消費地として、北米やヨーロッパが重要であることに変わりはないが、東アジア自体が、生産地としてのみならず、最終財の消費地としての重要性を増していると言えよう。

表1 東アジア9カ国による域内貿易：金額および比率

輸出先/輸入元	輸出					輸入				
	2007	2008	2009	2010	2011	2007	2008	2009	2010	2011
<b>(a) 機械部品・中間財</b>										
金額（名目）：2007=1										
対世界	1.00	1.06	0.94	1.19	1.31	1.00	1.05	0.91	1.19	1.27
対東アジア15	1.00	1.04	0.95	1.19	1.30	1.00	1.04	0.90	1.22	1.28
比率：対世界=100										
対東アジア15	63.9	62.4	65.1	64.0	63.5	69.9	69.3	69.3	71.3	70.7
中国	20.9	20.9	23.6	22.0	22.8	14.2	15.1	15.3	15.1	15.7
CLMV	0.7	0.9	1.1	1.1	1.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
-ベトナム	0.6	0.8	0.9	0.9	1.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
ASEAN4	10.5	10.3	9.7	9.8	9.3	12.5	11.7	11.1	11.9	11.2
NIEs4	26.2	24.7	25.6	26.3	25.2	28.2	27.0	27.9	28.7	28.2
日本	5.7	5.6	5.1	4.8	4.8	14.7	15.1	14.6	15.1	15.0
<b>(b) 機械完成品</b>										
金額（名目）：2007=1										
対世界	1.00	1.11	0.91	1.16	1.29	1.00	1.11	0.99	1.28	1.54
対東アジア15	1.00	1.12	0.99	1.32	1.52	1.00	1.12	0.97	1.29	1.51
比率：対世界=100										
対東アジア15	30.4	30.6	33.3	34.7	35.8	58.7	59.0	57.2	59.0	57.8
中国	6.2	6.2	6.6	7.4	7.5	23.4	23.1	24.5	25.3	25.5
CLMV	0.9	1.1	1.3	1.3	1.5	0.3	1.3	0.5	0.5	0.7
-ベトナム	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	0.3	0.4	0.5	0.5	0.7
ASEAN4	4.6	5.0	5.1	5.5	5.7	9.9	10.2	9.9	10.0	9.1
NIEs4	14.6	14.3	15.6	15.8	16.2	11.4	10.7	10.4	10.0	10.6
日本	4.2	4.1	4.7	4.7	4.8	13.6	13.7	11.8	13.2	12.0

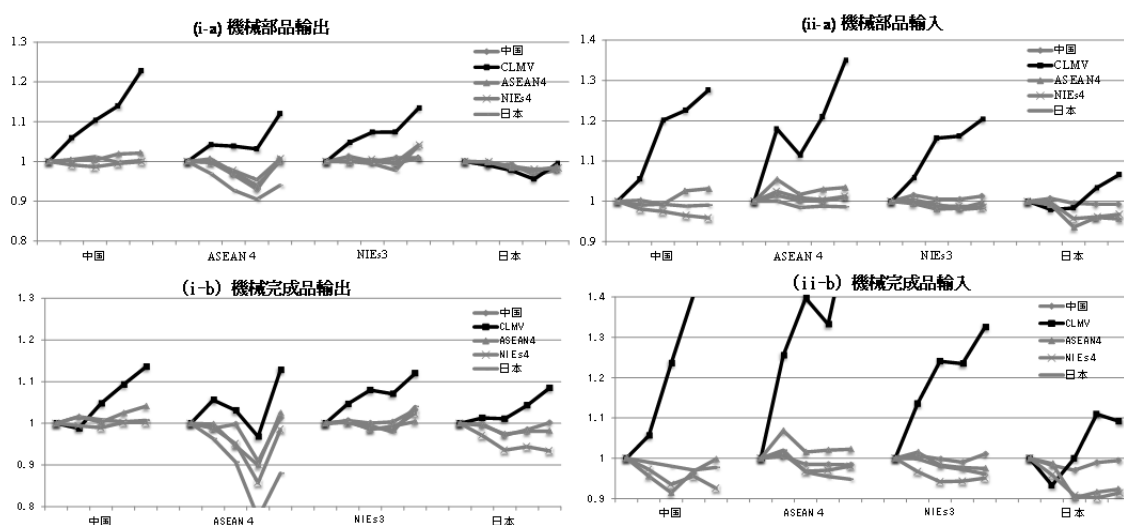
出所：Ando (2013)をもとに筆者作成。

注：ASEAN4はインドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアの4カ国を、NIEs4は韓国、台湾、香港、シンガポールを指す。

さらに、東アジア域内における生産ネットワークの深化も観察される。東アジアの機械部品・中間財貿易の約6割は域内向けであり、近年、その割合は大きく変化していない。しかし、相手国別かつHS6桁レベルでの品目別の貿易項目数の変化をみると、東アジア域内では、既に貿易のあった品目や国との取引の拡大のみならず、新しい取引関係の構築を通じて、域内貿易額が拡大していることが明らかになる。その詳細を見ると、中国の輸出や韓国の輸出入など項目数が増えるケースもあれば、フィリピンの輸出や香港の輸入のように減るケースもある。すでに生産ネットワークに参加している東アジア諸国の間での取引関係が再構築されている可能性が示唆される。また、図2から、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の4カ国との貿易項目数が、輸出入、とくに輸入において急増していることは一目瞭然である<sup>1</sup>。貿易額自体は依然として小さいものの（表1）、ベトナムを中心としてCLMVとの新たな取引関係が急速に構築されていると推測される。

これらの国々が、他の東アジア諸国との輸出入を通じて生産ネットワークに参加しつづけると言えよう。このように、東アジア域内の国際分業体制は、すでに生産ネットワークに参加している東アジア諸国の間で取引関係が再構築されるとともに、TPP参加国の一つであるベトナムを中心とした東アジアの後発国を生産ネットワークの中に急速に取り込みながら、さらなる深化を遂げている。

図2 東アジア各国・地域の域内機械貿易における品目別相手国別項目数(輸出先/輸入元別): 2007年-2011年



データ出所：Ando (2013)のデータをもとに作成。

注：項目数は各国・地域の2007年の値を基準として指数化したものであり、データは2007年からの5年分を示している。

データの制約のため、貿易相手国には台湾が含まれるが(NIEs4)、報告側には台湾は含まれない(NIEs3)。

## (2) 東アジア域外との結びつき：北米のケース

北米ではアメリカとメキシコとの間という、先進国と途上国との間の比較的シンプルな形での国際分業体制が形成されてきた。その典型例は、企業内取引を中心としたものであり、アメリカの親会社がメキシコに設立した子会社に部品・中間財を供給し、メキシコの子会社がその完成品をアメリカの親会社に戻すというものである。しかし、近年、東アジアと北米の生産面でのつながりが強化されつつある。

北米と東アジアの関係においては、アメリカの東アジアからの輸入という面でアメリカと東アジアとのつながりがもともと強く、1990年代初頭の時点ですでにアメリカによる機械輸入の約半分、電気電子輸入に限れば6割前後が東アジアからの輸入であった(表2)。電気電子の完成品輸入にいたっては7割を東アジアが占めていたほどである。興味深いのは、そのような直接的な結びつきを維持しつつ、メキシコを介して東アジアとのリンクを

強化しているという点である。

表2 北米各国による機械輸入における東アジアの重要性

年	輸入元	アメリカ			輸入元	メキシコ			輸入元	カナダ		
		合計	部品	完成品		合計	部品	完成品		合計	部品	完成品
<b>(a) 全機械産業</b>												
金額 (1991=1)	2011 東アジア	3.7	3.7	3.7	東アジア	55.9	129.8	26.9	東アジア	4.4	5.2	4.1
	2011 メキシコ	9.4	6.5	12.5	アメリカ	7.6	12.4	4.4	アメリカ	2.3	1.9	2.7
	2011 カナダ	2.1	1.9	2.2	カナダ	17.0	23.7	12.4	メキシコ	9.8	6.4	13.3
対世界比率 (%)	1991 東アジア	47.7	41.3	52.0	東アジア	9.5	7.0	11.1	東アジア	15.5	9.2	21.7
	1991 メキシコ	6.9	8.9	5.5	アメリカ	61.4	64.0	59.7	アメリカ	68.1	73.9	62.2
	1991 カナダ	17.9	16.9	18.6	カナダ	1.6	1.7	1.5	メキシコ	2.8	2.9	2.7
	2011 東アジア	46.8	43.0	49.2	東アジア	42.6	43.3	41.2	東アジア	22.6	18.9	25.3
	2011 メキシコ	17.0	16.1	17.6	アメリカ	37.3	37.9	36.3	アメリカ	51.6	56.5	48.0
2011 カナダ	9.9	9.2	10.3	カナダ	2.1	1.9	2.6	メキシコ	9.1	7.4	10.4	
<b>(b) 電気電子産業</b>												
金額 (1991=1)	2011 東アジア	4.3	3.1	5.3	東アジア	72.5	179.7	28.5	東アジア	6.4	6.3	6.4
	2011 メキシコ	6.6	4.2	10.2	アメリカ	9.6	13.7	6.2	アメリカ	1.8	1.5	2.4
	2011 カナダ	1.7	1.1	3.4	カナダ	11.2	11.8	10.4	メキシコ	19.6	9.9	36.1
対世界比率 (%)	1991 東アジア	60.7	52.4	70.1	東アジア	15.0	9.5	19.8	東アジア	20.5	11.2	35.7
	1991 メキシコ	13.2	14.9	11.4	アメリカ	55.4	55.3	55.5	アメリカ	59.3	64.5	50.8
	1991 カナダ	8.0	11.7	3.9	カナダ	1.7	2.0	1.4	メキシコ	2.5	2.6	2.5
	2011 東アジア	57.7	49.5	63.0	東アジア	55.9	57.1	53.0	東アジア	39.0	30.2	46.0
	2011 メキシコ	19.5	18.8	19.9	アメリカ	27.4	25.4	32.3	アメリカ	31.8	41.8	24.0
2011 カナダ	2.9	3.9	2.3	カナダ	1.0	0.8	1.4	メキシコ	14.9	10.8	18.0	
<b>(c) 輸送機器産業</b>												
金額 (1991=1)	2011 東アジア	2.1	3.4	1.7	東アジア	65.5	145.5	35.2	東アジア	2.3	4.2	1.8
	2011 メキシコ	10.8	9.8	11.3	アメリカ	14.3	26.6	7.2	アメリカ	2.5	1.9	3.0
	2011 カナダ	2.0	1.7	2.0	カナダ	42.6	62.5	31.9	メキシコ	6.4	4.0	8.1
対世界比率 (%)	1991 東アジア	39.8	34.2	41.6	東アジア	4.8	3.8	5.4	東アジア	15.1	7.1	20.6
	1991 メキシコ	5.2	7.5	4.5	アメリカ	65.3	68.2	63.7	アメリカ	71.7	82.3	64.4
	1991 カナダ	34.3	31.4	35.2	カナダ	2.2	2.2	2.2	メキシコ	4.1	4.2	4.0
	2011 東アジア	29.7	35.2	27.6	東アジア	19.2	18.7	20.1	東アジア	12.4	13.3	12.0
	2011 メキシコ	20.3	22.3	19.5	アメリカ	56.5	61.6	48.0	アメリカ	65.1	69.2	63.1
2011 カナダ	24.2	16.6	27.3	カナダ	5.7	4.6	7.4	メキシコ	9.5	7.4	10.5	

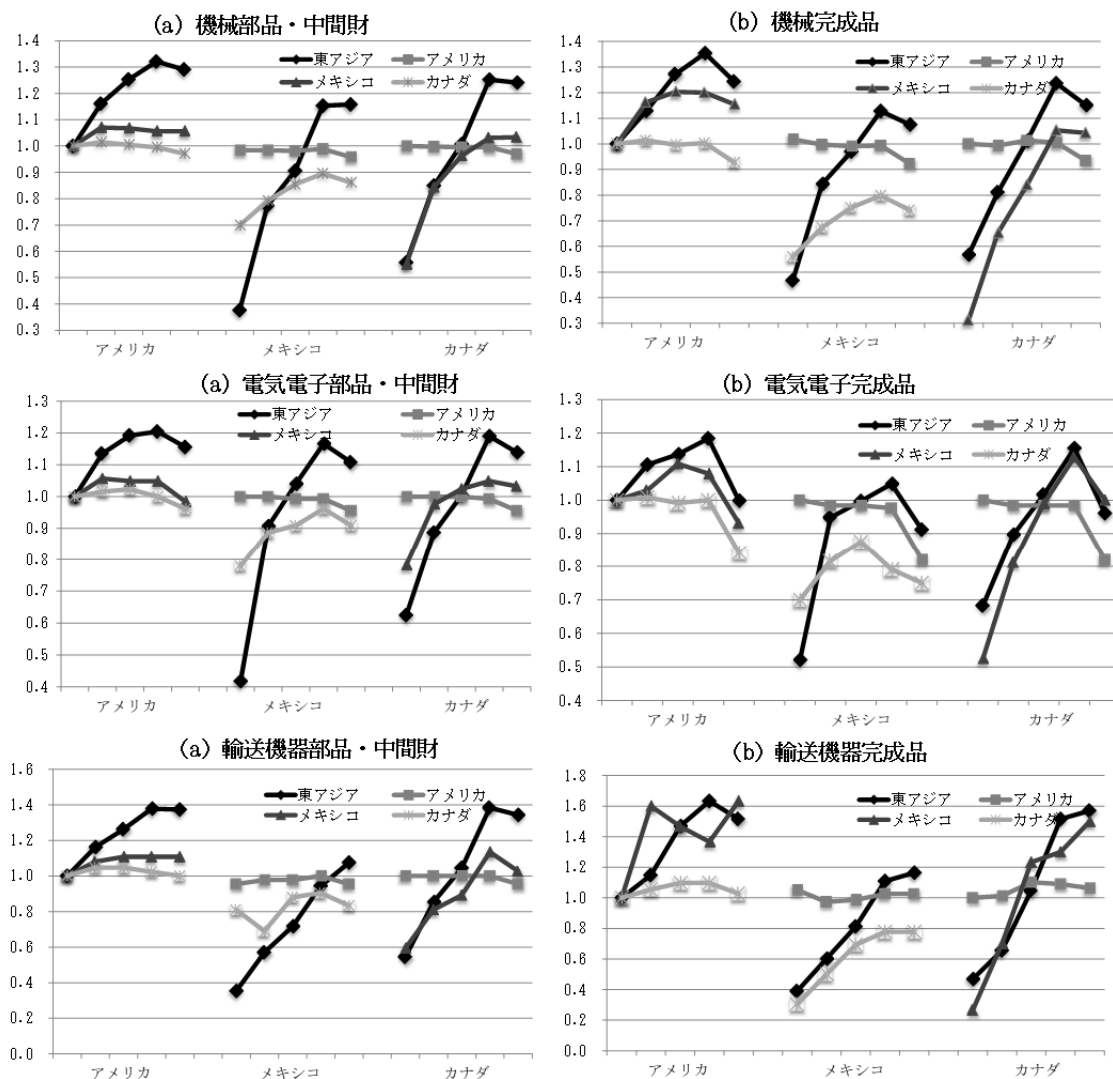
出所：Ando and Kimura (2014)。

メキシコに着目すると、東アジアからの機械輸入額は、1991年からの20年間で大幅に拡大しており（名目ベースで56倍）、対世界機械輸入に占める東アジアの割合は1割以下から4割強へと増加している。とりわけ機械部品・中間財の場合、同期間の東アジアからの輸入は金額で130倍に、対世界比率で7%から43%へと拡大している。電気電子産業の部品・中間財に限れば、金額では180倍に、比率は1割弱から6割近くへと、さらに大幅な増加を見せている。東アジアからの部品供給の重要性がいかに急速に増しているかがわかるだろう。

図3は品目別・相手国別輸入項目数を1991年から5年ごとに図示したものであるが、メキシコの東アジアからの部品輸入項目数は、1994年に発効された北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）締結以降、著しく増加している。また、表3は、各時点での北米と東アジア諸国からの輸入品目数が各国の対世界輸入品目数に占める割合

を示したものであるが、この表から、電気電子産業において東アジア各国の値が大幅に上昇していることが確認できる。例えば、TPP 参加国である日本では 1991 年の 93%から 2011 年の 97%に、マレーシアでは 16%から 78%に、TPP 参加に興味を示している韓国では 36%から 86%に、TPP 非参加国である中国では 34%から 99%に、タイでは 8%から 76%にといったように、多くの東アジアの国との取引関係の新たな構築が進んでいる。したがって、メキシコの東アジアからの機械輸入額、とりわけ部品輸入額の急増は、単にそれまで取引されていた項目の輸入増加のみならず、新たに構築された貿易関係の大幅な拡大によるものであり、さらに、それが NAFTA 締結以降、顕著に現れている。

図 3 北米各国における機械輸入における品目別・相手国別項目数：1991 年-2011 年



出所：Ando and Kimura (2014)。

注：データは 1991 年から 5 年ごとの値を示している。東アジア、メキシコ、カナダについては 1991 年のアメリカを基準、アメリカについては 1991 年のカナダの値を基準としている。機械部品・中間財、機械完成品は、機械産業全体のものである。

表3 各年における北米3カ国の域内・東アジア各国からの輸入品目数  
(各国の対世界輸入品目数に占める割合)

	アメリカ			メキシコ			カナダ		
	1991	2001	2011	1991	2001	2011	1991	2001	2011
(a) 全機械産業									
アメリカ				99	99	99	99	99	100
メキシコ	67	77	80				29	61	74
カナダ	93	94	94	57	75	78			
中国	64	86	94	22	72	93	30	79	95
香港	59	60	61	31	36	43	40	52	58
インドネシア	11	35	39	4	25	38	2	22	39
日本	93	92	90	75	84	84	76	86	88
韓国	64	78	81	17	61	71	41	62	75
マレーシア	29	49	54	6	36	47	11	34	49
フィリピン	22	35	39	3	22	31	7	22	36
シンガポール	46	54	55	14	33	43	20	35	42
タイ	31	47	56	5	32	51	10	34	55
(b) 電気電子産業									
アメリカ				100	100	100	100	100	100
メキシコ	85	92	92				57	87	97
カナダ	95	97	97	71	86	89			
中国	83	97	100	34	89	99	49	95	100
香港	83	82	86	52	62	70	62	74	79
インドネシア	22	60	64	6	55	63	5	43	62
日本	99	99	98	93	96	97	92	98	98
韓国	84	92	94	36	78	86	70	82	92
マレーシア	61	76	80	16	68	78	31	64	80
フィリピン	40	61	64	8	52	57	19	44	64
シンガポール	79	76	77	30	64	68	46	60	67
タイ	54	69	74	8	59	76	19	56	78
(c) 輸送機器産業									
アメリカ				98	98	98	99	99	98
メキシコ	52	66	73				24	53	65
カナダ	89	96	94	44	71	73			
中国	43	65	71	15	41	69	13	53	76
香港	27	35	35	14	13	16	14	21	37
インドネシア	10	20	27	8	18	23	4	19	26
日本	73	71	69	47	51	55	54	60	70
韓国	42	57	53	3	32	42	29	38	52
マレーシア	7	25	25	1	14	22	2	18	26
フィリピン	15	19	24	1	6	12	2	14	21
シンガポール	17	23	32	4	8	20	10	16	23
タイ	20	27	43	2	18	31	9	21	37

出所：Ando and Kimura (2014)。

注：HS6 桁レベルでの品目数に基づく。



東アジアからの機械部品輸入が増える一方で、メキシコの機械輸出の大部分は依然としてアメリカ向けである。メキシコの輸出に占めるアメリカの割合は、部品で 9 割弱、完成品で 8 割程度と非常に高い。また、アメリカ側から見ても、メキシコからの機械輸入は割合も項目数も増加しており、とりわけ NAFTA 締結以降の完成品輸入項目数の増加が著しい。したがって、北米において、アメリカと東アジアとのつながりは以前から強かったものの、NAFTA 締結やマキラドーラ等の税制面での優遇制度を受けてアメリカとメキシコの間業体制がより一層強化され、その中で、東アジアからメキシコへの部品供給の重要性が増す形で、メキシコを介して北米と東アジアの生産ネットワークの結びつきが強化されてきたと考えられる<sup>2</sup>。

このような地域の枠を超えた生産ネットワークの発展においては、通商政策の変化に加え、輸送費など他のサービス・リンク・コストの低下、双方向の多国籍企業による活動の活発化（日本企業など東アジア企業のメキシコへの進出、アメリカ企業の東アジア進出）、生産ベースとしての東アジアの競争力の強化などの要因が寄与していると推測される。

なお、機械産業といっても、産業の特性によって国際分業体制は異なる。標準化されたものや小さくて軽量の部品・中間財が多い電気電子産業においては、物理的な距離を隔てた取引が比較的容易であるのに対し、より産業集積を好み、輸送費も高い輸送機器産業では、近場での取引が中心となる。例えば、輸入項目数（各国の対世界輸入項目に占める割合）を見ても、電気電子産業では北米 3 カ国ともに、インドネシアとフィリピンをのぞく東アジア諸国ではほぼ 7 割以上であるのに対し、輸送機器産業では 5 割を超えるのが中国と日本と韓国（メキシコを除く）の 3 カ国だけである。また、東アジアからの輸送機器部品輸入の比率は小さい。しかし、金額的には伸び率が高く、項目数もとりわけ 2000 年代半ば以降、急速に伸びている。輸送機器産業においても、電気電子産業ほどではないものの、近年、メキシコによる東アジアからの部品輸入は確実に増加し、地理的な枠を大きく超えた国際分業が進展しつつあると考えられる。

## 2. TPP による関税削減と生産ネットワークへの影響

本節では、12 の参加国による TPP が発効した場合に TPP による関税削減が生産ネットワークに与える影響として、輸送機器産業と繊維産業に注目してみたい。TPP による関税削減の効果として第一に期待されるのは、輸送機器産業での生産ネットワークの拡大である。前節において、メキシコを介して東アジアと北米の生産のリンクが強化されていることを示したが、例えば日本の輸出に着目すると、アメリカ市場向けの日本からの自動車輸出が増加するだけでなく、アメリカ市場向けの製品をメキシコで生産するための日本のメ

キシコ向け自動車部品輸出が拡大し、メキシコを介した生産ネットワークが拡大すると考えられる<sup>3</sup>。具体的に見てみると、日本のTPP参加国向け輸送機器輸出の大部分を占めるのがアメリカである。アメリカの最恵国待遇(MFN)関税は乗用車で2.5%、自動車部品で4%、2.5%などであり、特惠マージンはそれほど大きくない。しかし、1単位あたりの金額が大きいため、大きな関税削減効果と輸出の拡大(貿易創出効果)が期待される、というわけである。また、メキシコでは日本の自動車・自動車部品メーカーの進出・増産が続いている。メキシコでアメリカ向けの自動車を生産する際、日本から部品を調達するとしてもNAFTAの原産性を満たす場合にはTPP関税を利用する必要はないが、NAFTAの原産性を満たさない場合には、TPP特惠関税を利用するインセンティブが発生し、(TPP域内での原産性を満たせば)日本を含めた生産ネットワークをより活用しやすくなる。そのため、メキシコ向けの自動車部品輸出の拡大が期待されるのである<sup>4</sup>。

繊維・縫製産業においても、機械産業ほどの規模ではないものの国際分業が進んでおり、TPPでの関税削減による生産ネットワークへの影響が考えられる。TPP参加国の中で繊維・縫製分野に圧倒的な強みを持つのはベトナムである。一方、TPP参加国の中で繊維・縫製品市場として市場規模が大きいのはアメリカである。このアメリカは、繊維・縫製品に最大30%もの高いMFN関税(平均関税率は繊維製品で7.9%、衣類で12%<sup>5</sup>)を賦課しており、さらに、繊維・縫製品の多くを一般特惠関税制度(GSP)の対象外としている<sup>6</sup>。そのため、TPPによって関税が下がればベトナムにとって大きな特惠マージンが生まれるだけでなく、(ベトナムと競合する発展途上国が縫製品をアメリカに輸出する際にはMFN関税が課されるため)競合国と比べて相対的に競争力がアップすることになる。その結果として、ベトナムからアメリカ向け縫製品の輸出拡大が期待されるというわけである。さらに、椎野(2016)では、ベトナムでの繊維・縫製品の生産増加が、日本からベトナム向けの繊維機械輸出の拡大につながる可能性も指摘されている。

ベトナムの対米輸出の増加に付随する重要な点として、生産工程の配置の変化や原材料の域内調達増加の可能性も指摘しておきたい。現在、ベトナムは繊維輸入の4割を中国に依存している(表4)。ところが、TPPの縫製品に対する原産地規則では、多くの品目で原則として糸の製造、生地製造、裁断・縫製の三行程をTPP域内で行うことが求められている。そのため、TPPの特惠関税を活用するには、TPP非参加国である中国からの糸や生地の輸入を、ベトナム国内での調達や日本、マレーシアなどのTPP参加国からの調達に切り替える必要がある。したがって、特惠マージンの大きいTPP関税を利用するために、国際分業パターンも変化し、TPP非参加国からの原材料の輸入がベトナム国内での調達や他のTPP参加国からの輸入に切り替わって、TPP参加国域内での貿易の増加につながる可能

性がある。

表4 ベトナムの繊維輸入

	輸入総額 (100万ドル)	構成比 (%)										
		中 国	韓 国	日 本	ア メ リ カ	イ ン ド	タ イ	香 港	イ ン ド ネ シ ア	オ ー ス ト ラ リ ア	ブ ラ ジ ル	マ レ ー シ ア
2005年	3,839	21.6	20.3	8.1	2.0	0.6	3.0	8.6	1.7	0.2	0.1	1.6
2010年	8,154	33.1	17.8	6.3	3.6	2.7	3.9	5.2	1.5	0.2	0.5	1.2
2014年	13,986	41.4	16.7	5.5	4.1	3.0	2.9	2.6	1.2	1.1	1.0	0.8

出所：椎野（2016）。

### 3. 国際分業において注目すべき TPP 協定の概要<sup>7</sup>

第2節で示したように、生産ネットワークが、発展途上国を巻き込みながら、広範囲にまたがって展開されているということは、とりわけ途上国においてビジネス環境を改善させるような取り決めや広範囲の国々を網羅する共通の国際的なルールがあれば、生産ネットワークがより効果的に活用されるはずである。本節では、特に生産ネットワークの活性化という観点から、TPP 協定の内容で重要だと考えられる例をあげてみたい。すぐに TPP 発効が実現できないとしても、本節で紹介する内容は、今後の FTA/RTA 協定の設計においてどのようなことが重要なのか、何が盛り込まれるべきかという議論につながるはずである。

まずは、モノの貿易自由化（関税）に着目してみよう。関税や非関税措置などの貿易障壁は、国境をまたいで分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストに含まれる。したがって、関税削減・撤廃はサービス・リンク・コストの削減を意味し、さらなる生産のフラグメンテーションを促す可能性がある。日本の工業製品輸出（11カ国全体）の場合、TPP での即時撤廃率は品目数ベースで 86.9%、金額ベースで 76.6%、関税撤廃率（発効後 30 年目まで）はいずれも 99.9%、工業製品輸入については、即時撤廃率が品目ベースで 95.3%、金額ベースで 99.1%、関税撤廃率は 100%である<sup>8</sup>。工業製品に関しては、基本的には、高い水準の貿易自由化が実現されそうである。

ただし、このような TPP の特惠関税が実際に使われなければ、その経済的効果は期待できない。そこでカギを握るのが、原産性を判断するための原産地規則と原産地手続きである。以下では、①原産地規則の共通化、②完全累積制度、③自己証明制度、④原産品輸送

の簡易化という4つの視点から、特惠関税の利用可能性の拡大に関して期待されることや懸念されることを議論していく。

原産地規則については、TPP協定の場合、12カ国共通となる。そのため、二国間協定を積み重ねることに比べて、ルールの複雑さが緩和されて、アジア太平洋にまたがる広域な生産ネットワークに参加している企業にとっては事務コストが削減されるとともに、TPPの特惠関税が利用されやすくなるはずである。日本のFTA利用に関する企業アンケート調査においても、特惠関税を使わない理由の一つに、ルールの煩雑性があげられている<sup>9</sup>。もちろん、二国間協定の特惠関税よりもTPPのそれの方が高い場合や、特惠マージンが小さい場合には、TPPの特惠関税は使われまいだろうが、ルールの共通化によって、特惠関税の利用が促される可能性がある<sup>10</sup>。

原産性の認定においては、複数の締約国における付加価値・加工工程の足し上げを行って原産性を判断する「完全累積制度」が採用されている<sup>11</sup>。生産工程の分散立地が進み、複数国を巻き込んで国際分業が展開されていても、TPP域内である限り、特惠関税の適用がしやすくなる。また、前節において紹介した日本のメキシコ向け自動車部品輸出の拡大の可能性や、ベトナムによる縫製品の原材料の調達先の変化（域内での調達の増加）やベトナムのアメリカ向け縫製品輸出の拡大の可能性が生じるのも、まさにこの原産性に関する完全累積制度のおかげである。その一方で、東アジアの生産ネットワークで重要な役割を果たしている中国、韓国、自動車の産業集積が進むタイなどがTPPの非加盟国である現状において、これらの国々での生産工程部分がカウントされないことは、原産性を満たしづらい可能性もある。多くの国にまたがる国際分業の存在を考えれば、やはりより多くの国がメンバーに入っているほど、完全累積制度の意義が大きくなる。

原産地手続きに関しては、TPPでは、輸入者、輸出者または生産者が自ら原産地証明書を作成できる自己証明制度が導入されている<sup>12</sup>。そのため、ビジネスの動向にあわせて証明書の発行ができ、貿易手続きの円滑化や特惠関税利用の促進につながる可能性がある。ただし、日本のFTAの場合、公的機関（日本商工会議所）による原産品判定と原産地証明書の発行を受ける「第三者証明制度」がほとんどであり、これまで自己証明制度はほとんど使われてきていない<sup>13</sup>。第三者証明制度の場合、手続きにかかる時間の長さ、労力やコストの高さが指摘されており、FTA利用に関するアンケート調査からも、原産地証明取得にかかる時間的・物理的コストがFTA利用の阻害要因の一つであることが明らかになっている。自己証明制度であればこのようなコストは発生せず、リードタイムを短縮できるというメリットがある一方で、輸入国税関当局による検認には企業が直接対応しなければならないため、企業は検認対応を視野に入れた社内体制の構築など、これまででない準備が

必要となるかもしれない<sup>14</sup>。そういう意味では、特に FTA の利用が相対的に少ない中小企業にとっては、これまでほとんど経験のない自己証明制度は（特に初期段階において）負担になる可能性もあるだろう。

原産品輸送の簡易化に関しては、二国間 FTA では、第三国を経由すると、その製品が原産性を維持しているかについて輸入国の税関に対して立証する必要がある。一方、TPP では、締結国域内での輸送において、最終輸入国の税関に対して TPP 領域内での経由国で原産性に变化があったか否かについて立証する必要がなくなる。例えば、アメリカ国境に近いメキシコのティファナ向けに日本から輸出する場合、メキシコ側に大きなコンテナ船が入れるような港がないこともあり、通常、メキシコ向けに輸出された製品は、コンテナ船でアメリカの港（ロサンゼルスに近いロングビーチ）に入り、そこからメキシコまでトラック輸送される。このような場合、経由地であるアメリカが TPP 参加国であれば、原産品の輸送が容易になるかもしれない。

次に、非関税措置／貿易円滑化に着目してみよう。輸出入手続きの透明性の確保や迅速な輸入通関によって物流コストが削減できれば、サービス・リンク・コストの削減につながり、サプライチェーンの中でよりスムーズな生産活動が可能となるはずである。輸入許可手続きや輸出許可手続きについては、手続きの新設や変更に際し、事前の情報公開を義務づけており（輸入側は施行の 60 日前までに通報を行う努力義務や合理的な質問に対する 60 日以内の応答義務、輸出側は遅くとも施行後 30 日以内に公表する義務など）、透明性の向上が期待されるとともに、企業の対応もしやすくなるはずである。また、シングルウィンドウの導入や税関手続きの国際基準への調和を図ることも明記されている。さらに、輸入通関の迅速化に関連して、貨物の引き取り期間の明記と事前教示の義務づけがあげられる。貨物の引き取りについては、急送貨物の場合、貨物が到着し必要書類が提出されて 6 時間以内の引き取りを、通常のものでも、可能な限り、貨物の到着後 48 時間以内の引き取りを許可している。事前教示とは、輸入を予定しているものの関税分類、関税表評価、原産性について、事業者が書面で要請した場合に書面で回答を得られることであり、TPP では、検討に必要な情報の提出から 150 日以内の事前教示が義務づけられている。事前教示は 3 年間有効なため、常に同じ物品を輸入する場合に、安定的な取り扱いがしやすくなるし、事前教示によって特惠待遇の適用の可否等を事前に知ることが可能となる。努力義務になっているものがどこまで実現するかは不明だが、少なくともこのような取り決めは迅速でスムーズな通関の実現に貢献すると考えられる。

貿易の技術的障害（TBT）に関しては、世界貿易機関（WTO）の内容を維持しつつ、強制規格等の立案・制定・適用の各段階でさらに透明性の向上を図る規制を設けたことによ

り、新たな規格に対応する負担が軽減され、認証コストも削減されると考えられる<sup>15</sup>。特に適合性評価手続きの適正化として、マレーシアなどの新興国での手続きの円滑化が期待される。また、日本で実施された手続きの結果について他の締約国による受け入れが促される可能性もある。

最後に、サービス、投資、人の移動など、それ以外の分野を見てみたい。サービス貿易については、ネガティブ・リスト方式が採用されており、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）のようなポジティブ・リスト方式と比べて、少なくとも規制の現状が把握しやすい<sup>16</sup>。また、TPPでは、現地における拠点設置要求の禁止など、GATSで規定されていない部分まで踏み込んでいるとともに、協定発効後に、自由化の程度を悪化させないことを約束するラatchet条項がおかれていることから、規制の予見可能性を高められると考えられる。さらに、サプライチェーンとの関連で言えば、近年、付加価値ベースで製造業輸出において流通・物流サービスを中心としたサービス業の割合は高まっており<sup>17</sup>、サービス分野の自由化が製造業の生産性を向上させるという研究もある<sup>18</sup>。したがって、サービス産業は製造業輸出において重要な投入要素であるとともに、高品質なサービスの提供を通じて、域内に進出している製造企業の生産効率アップが期待できるだろう。

投資に関しては、パフォーマンス要求、ローカルコンテンツ要求、経営陣の国籍要求など、特定措置の履行要求を原則禁止している。なかでも、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止や特定技術の使用要求の禁止については、日本のFTAとしては初めての国際約束である。また、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続きが導入される。日本の投資家にとって新たにこの手続きが利用可能となる国（アメリカ、カナダ、ニュージーランドおよびオーストラリア）もあれば、マレーシアやシンガポールなど利用できる範囲が拡大されることになる国もある。さらに、日本の投資協定や投資章を含むFTAには含まれていない規定として、国と投資家とのインフラ整備等に関する契約違反も対象となる。これらの規制や手続きによって投資活動がしやすくなり、その結果として、投資の増加が期待される。

ビジネス関係者の一時的な入国に関しては、ビザなど出入国管理に関する申請手続きの迅速化、透明性の向上（最新の要件および処理期間の公表）、関連の小委員会の設置を通じた協議・検討などが期待される。広域にわたる国際分業体制の中での活動をスムーズにすすめるためには、ビジネス関係者の一時的な入国に関する負担が削減されることは望ましい。

中小企業は、東アジアの生産ネットワークや産業集積において重要な役割を果たしている。しかし、既述した通り、中小企業によるFTAの利用度は低い。TPPでは、中小企業へ

の情報提供や、中小企業による TPP 協定の活用支援のための小委員会の設置などを規定している。中小企業が TPP 域内の経済活動に積極的に参加できるような環境が整うことは、サプライチェーンの活用という点から見ても意義深い。

政府調達に関しては、マレーシア、ベトナム、ブルネイは WTO で締結していないため初めて国際約束として規制されたことになり、また、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール等も、WTO や二国間 FTA を超える調達範囲の約束を行っており、政府調達市場へのアクセスの改善が期待される。

他にも、電子商取引に関しては、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止、ソースコードの移転、アクセス要求の禁止など、知的財産については、商標権取得の円滑化<sup>19</sup>、模倣・偽造品等に対する厳格な規律など知的財産権の権利行使の強化（不正取引などに対する刑事罰の規定）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲の規定など、競争政策においては、公正かつ自由な競争を目指して競争法例の執行における手続きの公正な実施および透明性に関する具体的な規定など、そして、特に途上国で大きな比重を占める国有企業に関しては、（国有企業への優遇措置に対するルールを通じて）締結国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤の確保などがあげられる。いずれも、直接的・間接的に、域内の企業活動やサプライチェーンの活性化につながると考えられる。

#### 4. アメリカの TPP 離脱と今後の対応

前節の議論を通じ、TPP 協定には、単なる関税撤廃の枠を超えて、サプライチェーンの活性化につながる要素がいくつも盛り込まれているかがわかったであろう。WTO や既存の二国間 FTA などカバーされている分野であっても、その適用範囲が広がったケースや初めて国際約束されたケースもある。また、努力義務でとどまっている部分もあり、実際にどこまで実施されるか不明な部分もあるとは言え、TPP 協定は、サプライチェーンの活用を意識した、幅広く網羅的な 21 世紀型のルールとなっている。

このような TPP 協定が少なくとも一旦は署名の段階に至り、21 世紀型のルールを「明示的に」提示できたこと自体、大きな意義がある。また、今後の FTA/RTA の設計においても参考にされるべきである。しかし、残念ながら、アメリカの TPP 離脱表明を受けて TPP 発効の可能性やタイミングが未知数になってしまった現在、どのような選択肢があり、何が重要であろうか。

まずは、TPP を死なせない、ということである。アメリカ抜きで TPP が実現したとしても、当初考えられていた経済的効果と比べ、その経済的効果は確実に小さくなるであろう。

例えば、第2節で紹介したような効果も、アメリカ抜きのままでは、当然期待できない。しかも、米国の産業競争力の源泉である NAFTA の再交渉が仮に実現されると、国際分業体制は大幅な変更を迫られる。しかし、サプライチェーンの活用を意識した国際的なルール作りが実現され、とりわけ新興国において新たなルールが規定されてビジネス環境が整備されれば、確実に生産ネットワークのさらなる活性化につながるはずである。そういう意味で、アメリカ抜きであったとしても TPP 協定を発効させる意義は大きい。また、アメリカが TPP 参加国である場合ほどの効果は期待できないとしても、今後、参加国を増やすことで、TPP の経済的効果を高めることも可能である。日本は、11 カ国の TPP あるいはその参加国拡大の実現に向けて取り組むべきである。

また、アメリカの TPP 離脱を受けて、他のメガ FTA やそれらの迅速な締結・発効の重要性がこれまで以上に上昇している。その一つが、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) である。東アジア諸国の中でも、国際的な生産・流通ネットワークの主要なプレイヤーの一つである中国を筆頭に、現時点では TPP 参加国のメンバーではない国もたくさんある。深い自由化や国際ルールの構築という意味で、TPP と同じ水準 (あるいはそれ以上) を踏襲することは難しいかもしれないが、TPP 協定の中身を踏まえ、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の交渉の加速・良質化が望まれる。また、RCEP や日-EU FTA などの締結を実現させれば、アメリカへの圧力にもなるだろう。

さらに、TPP 離脱を含め、アメリカが保護主義に向かうことの損失をはっきりと示していくべきである。第2節で触れたような関税削減効果については、当然、価格の低下を通じて、輸入国であるアメリカの消費者にとって大きな利益を生み出す。また、TPP 離脱のみならず NAFTA 見直しを含めたアメリカの保護貿易への動きは、一時的には、アメリカ国内の雇用を守ることになるかもしれないが、中長期的には、効率的な北米の生産ネットワークが機能しなくなり、アメリカ国内の競争力の低い産業が温存されて、経済全体の競争力の低下につながり得る。そうなれば、トランプ大統領が重視する雇用面での悪影響も避けられない。保護主義に向かうことによる消費者にとってのデメリットだけでなく、既存の FTA を所与として展開されている生産ネットワークの停滞やアメリカの競争力の低下といった生産者にとってのデメリットや TPP 離脱の機会費用などを具体的に示して、アメリカの損失の大きさを認識させる必要があるだろう。



## 【参考文献】

- Ando, Mitsuyo (2013) “Development and Restructuring of Regional Production/Distribution Networks in East Asia” *ERIA Discussion Paper No.* 2013-33.
- Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura (2014) “Evolution of Machinery Production Networks: Linkage of North America with East Asia” *Asian Economic Papers*, Vol.13, No.3. pp. 121-160.
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2011) “Impacts of the Japan-Mexico EPA on Bilateral Trade,” *RIETI Discussion Paper Series* 11-E-20
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2017) “*The Determinants of FTA Utilization for Japan's Imports: Impacts of Preferential Margins and Restrictiveness of Rules of Origin.*” Mimeo.
- Matthias, Jens Arnold, Beata Javorcik, Molly Lipscomb and, Aaditya Mattoo (2015) “Services Reform and Manufacturing Performance: Evidence from India” *The Economic Journal*, Vol.126(590), pp.1-39.
- Hayakawa, Kazunobu, Daisuke Hiratsuka, Kohei Shiino, and Seiya Sukegawa (2013) “Who Uses Free Trade Agreements?” *Asian Economic Journal*, Vol.27 No.3, pp.245-264.
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2009) “On the Use of FTAs by Japanese Firms” in Christopher Findlay and Shujiro Urata eds. *Free Trade Agreements in the Asia Pacific*, World Scientific Publishing, Singapore.
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2010) “On the Use of FTAs by Japanese Firms: Further Evidence” *Business and Politics*, Vol. 12(1), pp. 1-17.
- 木村福成・安藤光代 (2016 年) 「第 9 章 多国籍企業の生産ネットワークー新しい形の国際分業の諸相と実態」『国際経済学のフロンティア』東京大学出版会。
- 椎野幸平 (2016) 「TPP で変化するグローバルサプライチェーン」『みずほ海外ニュース Vol. 84 (2016 年 3 月-4 月)』6-7 ページ。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部 (2015) 「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部 (2015) 「TPP 協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部 (2015) 「TPP 協定の活用促進に向けて」
- 安田啓 (2013) 「FTA 原産地証明制度の行方」『ジェトロセンサー2013 年 9 月号』56-57 ページ。

## —注—

- <sup>1</sup> CLMV の場合、2007 年時点での項目数が小さいため、2007 年の値を基準とした指標は、項目数の増加に伴って大きくなりやすい。しかし、輸出、輸入ともに短期間でこれだけ項目数が急速に増加しているのは、紛れもなく、大きな変化である。
- <sup>2</sup> 中東欧 5 カ国の機械輸入についても、メキシコと同様、東アジアからの輸入は、金額が大幅に伸びるだけでなく、東アジアの割合が著しく増加し、東アジアの重要性が相対的に高まっていることが確認できる。例えば電気電子部品輸入を見ると、東アジアからの輸入は、1995 年から 2010 年までの 15 年間で、金額 (名目) で 57 倍、比率では 1 割弱から 45% へと増加している。とりわけポーランドに限って見れば、東アジアの割合は、11% から 63% へと急上昇している。また、中東欧による対東アジアの輸入項目数も大幅に増加している。したがって、中東欧諸国による東アジアからの輸入もまた、単にそれまで取引されていた項目の輸入増加のみならず、新たに構築された貿易関係の大幅な拡大が輸入の急増を牽引したと示唆される。ヨーロッパでは、EU 拡大以降、先進国と途上国間という単純な国際分業体制から広義の意味での域内分業体制へと発展し、さらには、東アジアから中東欧への部品供給の重要性が増す形で、中東欧諸国を介して東アジアとヨーロッパの生産ネットワークとの結びつきが強化されてきたと考えられる。
- <sup>3</sup> アメリカ向け輸出に関しては、自動車部品の場合、8 割以上の即時撤廃が実現され、米韓 FTA を上回る水準である。また、乗用車に関しては、15 年目から削減を開始し、25 年目で撤廃することになっている。
- <sup>4</sup> 1994 年に発効した NAFTA では、北米製品の大部分の関税が発効後直ちに撤廃され、その後、残る品目の関税も段階的に撤廃され、現在、北米の貿易はほぼ関税ゼロで取引されている。
- <sup>5</sup> 平均関税率は椎野 (2016) に基づく。
- <sup>6</sup> アメリカと異なり、例えば、日本や EU は繊維・縫製品についても GSP の対象としている。

- <sup>7</sup> 本節における数値、概要、日本の二国間 FTA との比較については、別記がない限り、内閣官房 TPP 政府対策本部の資料（2015 年）に基づくものである。
- <sup>8</sup> 即時撤廃品目にはすでに無税の品目も含む。
- <sup>9</sup> Takahashi and Urata (2009, 2010)や Ando and Urata (2011)を参照のこと。また、中小企業による FTA の利用度が相対的に低いことも、これらの分析で計量的に示されている。
- <sup>10</sup> 特惠マージンと FTA 利用に関しては、Hayakawa et al (2013)で分析されている。また、Ando and Urata (2017)では、日本の FTA の利用率の分析において、特惠マージンが大きいほど FTA 利用率が高いことを明らかにしている。
- <sup>11</sup> 付加価値の計算方法として、積上げ方式、控除方式に加え、重点価額方式（関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料に着目する計算方式）および純費用方式（自動車および同部品に適用）の選択が可能となっている。
- <sup>12</sup> 輸入品の課税価格が 1000 米ドル（あるいは輸入締結国が定めるそれより高い価格）を超えない場合には、原産地証明書は不要である。
- <sup>13</sup> FTA の原産地証明制度の特徴については、安田（2013）を参考のこと。
- <sup>14</sup> 安田（2013）によれば、第三者証明制度の場合、政府が、商工会議所や企業から得た情報に基づいて相手国に回答するため、利用者にとっては、検認の際に自国政府や商工会議所が間に入ることで、原価など機密情報の他国への漏えいを防ぐというメリットがある。
- <sup>15</sup> 具体的には、強制規格、任意規格、適合性評価手続の作成に際し、他の締約国の利害関係者に意見を提出する機会を与えることや、強制規格および適合性評価手続きの公表と実施の間に 6 カ月以上の期間を設けることなどである。
- <sup>16</sup> 日本が TPP 参加国と締結している FTA でネガティブ・リストを採用しているのは、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリアのみである。
- <sup>17</sup> 付加価値ベースで、2011 年時点で、OECD 諸国の物品輸出におけるサービス業の比率は 35%であり、流通・物流サービスがその半分を占める（JETRO 資料にもとづく）。
- <sup>18</sup> Matthias et al. (2015)は、インドのサービス分野における外資規制の自由化と製造業の生産性の関係を検証し、サービス業の規制緩和が、製造業の生産性向上に寄与したとの結果を得ている。
- <sup>19</sup> マレーシア、カナダ、ペルーなどは商標関係の国際協定を締結していない。